## 7. 国の行政機関等の移転

### 経緯

- 1. 第四次全国総合開発計画等を受けて、昭和63年1月22日、「国の機関等の移転について」が閣議決定された。これにより、国の機関等の移転を推進していくこと、及びその推進のため、関係省庁の事務次官等をもって構成する「国の機関等移転推進連絡会議」の設置が決定された。
- 2. 昭和63年6月14日に施行された多極分散型国土形成促進法(昭和63年法律第83号)において、国の行政機関等の東京都区部からの移転、東京都区部における新規立 地等の抑制等の施策が盛り込まれた。
- 3. 昭和63年7月19日、多極分散型国土形成促進法に基づく移転に関する基本方針及び国の行政機関等79機関11部隊等について移転の推進を図ることを内容とする「国の行政機関等の移転について」が閣議決定された(参考1)。
- 4. 平成元年8月24日、国の機関等移転推進連絡会議において、新築、移転間もない3 機関を除く76機関11部隊等の移転先地又は移転候補地がとりまとめられた。
- 5. 平成2年10月25日、国の機関等移転推進連絡会議において、地方支分部局の集団 的移転を円滑に推進するため、集団的移転関係省庁部会を設けることが申し合わされた。
- 6. 平成3年4月8日、国の機関等移転推進連絡会議において、集団的移転関係省庁部会での検討結果に基づき、集団的移転のための官庁施設の整備方針等がとりまとめられた。
- 7. 平成3年10月24日、国の機関等移転推進連絡会議において、それまでに施設整備 に着手している機関については、原則平成7年度までに移転を行うこと、調査、検討中 の国の機関については、原則平成4年度までに移転計画の策定を行い、特殊法人についても、各法人毎の個別の事情を踏まえつつ、国の機関に準じた要請等を行うこと、埼玉 県大宮・与野・浦和地区への集団的移転については、平成3年度に基本構想の策定、平成4年度にこれを具体化するための計画の策定を行うこと等が申し合わされた。
- 8. 平成4年6月15日、国の機関等移転推進連絡会議において、集団的移転にかかる官 庁施設整備の基本構想等がとりまとめられた。
- 9. 平成5年6月3日、国の機関等移転推進連絡会議において、集団的移転にかかる官庁 施設整備の基本計画等がとりまとめられた。
- 10. 平成5年6月24日、国の機関等移転推進連絡会議において、移転計画をとりまとめるとともに、今回とりまとめのできなかった特殊法人については、移転計画が2年以内を目途に公表可能となるよう指導すること、そのために必要な場合は、関係省庁も含めて問題点の対応策を検討することと等が申し合わされた。
- 11. 平成7年6月15日、国の機関等移転推進連絡会議において、前回申し合わせにおいて移転計画の具体化に向けて引き続き検討することとされた22の特殊法人について、平成7年2月24日の閣議決定「特殊法人の整理合理化について」において統廃合の対象とされた特殊法人を除き、移転計画をとりまとめ、また、今後の取り組み方針として、以下のとおり申し合わされた。

- (1) 移転が着実に行われるよう移転計画の進捗状況について関係省庁より報告
- (2) 必要な場合には、所管省庁の要望により関係省庁を加えて法人毎に移転計画の実施に係る諸問題点の対応策を検討
- (3) (2) の過程において、共通的に取り扱うべき問題点が明らかになった場合には総 括部会構成省庁を中心にその問題点の対応策を検討
- (4)関係省庁は、特殊法人の職員の良好な勤務・居住環境の確保のための措置、移転経費の財源措置等を講ずるに当たり、本施策が多極分散型国土形成促進法に基づく基本方針に則り、国の施策の一環として実施されるものであることに十分配慮
- (5) 必要に応じ移転先地毎に設置される情報交換等のための会議を活用すること等に より地方公共団体、特殊法人等との間の連絡調整を積極的に図る
- 12. 平成8年3月、集団的移転にかかる官庁施設整備に着手した。
- 13. 平成11年6月22日、国の機関等移転推進連絡会議幹事会が開催され、平成7年に とりまとめられた移転計画を引き続き推進するため、今後の具体的な取り組みについて 確認された。
- 14. 埼玉県大宮・与野・浦和地区への国の行政機関の集団的移転については、平成12年 2月より順次移転を実施し、同年5月にすべての機関が移転を完了した。集団的移転実 施により移転した職員数は、10省庁17機関合計で約6,260人である。
- 15. 平成12年12月26日、中央省庁再編に伴い昭和63年7月19日の閣議決定の一部改正。併せて既移転機関を別表から削除した。
- 16. 平成13年6月28日、国の機関等移転推進連絡会議において、平成7年6月15日 の連絡会議で取りまとめた移転計画を見直すとともに、特殊法人等の改革の検討結果を 踏まえてその対応策を再度確認すること等が申し合わされた。
- 17. 平成14年1月10日、国の機関等移転推進連絡会議において、「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)を踏まえ、平成13年6月28日に取りまとめられた移転計画を見直し、新しい移転計画を定める等、今後の取り組みについて確認された。
- 18. 平成14年度に主たる事務所を東京都区部から移転する6特殊法人について、国土交通省とりまとめにより、各設立根拠法における主たる事務所の所在地の規定を一括して改正する「平成14年度における特殊法人の主たる事務所の移転のための関係法律の整備に関する法律」が、平成14年5月24日、可決成立し、同月31日、公布された。
- 19. 平成14年6月24日、国の機関等移転推進連絡会議において、平成13年6月28日の連絡会議における申し合わせにより、平成14年6月までに組織改革の検討状況や移転計画について報告することとされた3機関の報告を踏まえ、平成14年1月10日に取りまとめられた移転計画を見直し、新しい移転計画を定める等、今後の取り組みについて確認された。
- 20. 平成18年12月26日、防衛省発足に伴い昭和63年7月19日の閣議決定の一部 改正。
- 21. 閣議決定において移転対象とされた79機関11部隊等(廃止等により、現在は69 機関11部隊等)のうち、令和2年4月までに67機関11部隊等が移転した(参考2)。

### 国の行政機関等の移転について

### 第一 基本方針

多極分散型国土形成促進法(昭和63年法律第83号。以下「法」という。)第4条第1項及び第2項の規定に基づき、国の行政機関等の移転に関する基本方針を下記のとおり定めるものとする。

記

1. 国の行政機関の官署及び特殊法人の主たる事務所のうち移転に努めるべきものの範囲に関する事項

東京都区部に所在する行政機関の官署(法第4条第1項に定める行政機関の官署をいう。)及び特殊法人の主たる事務所(以下これらを「行政機関等」という。)のうち、当面、次の機関について、行政改革の趣旨に反しないことを前提として、東京都区部の過密解消、首都機能の分散、地方の振興・活性化、行政サービスの新たな展開、老朽等の理由による整備等の移転の効果及びこれに要する負担等について十分な検討を行い、移転の推進を図ることとする。

- (1) 業務上東京都区部内に立地することが適当なものを除く地方支分部局
- (2) 業務上東京都区部内に立地することが適当なものを除く施設等機関及び特別の機関
- (3) 教育・研究環境の整備が必要である等で東京都区部外に立地することが適当な国立の学校及びその附属機関
- (4) 業務上東京都区部内に立地することが適当なものを除く特殊法人

- 2. 行政機関等の移転に際し配慮すべき事項
  - (1) 行政機関等の移転先については、行政機関等の業務内容等を考慮し適地に移転する。この場合、地方支分部局については、業務の効率化等の観点から集団的な移転が行われるよう、国の研究機関については、筑波研究学園都市、関西文化学術研究都市等を含む適地への移転が行われるよう配慮するものとする。
  - (2) 良好な勤務環境及び居住環境の確保、移転困難な職員のための対策その他移転を 円滑に行うために必要な対策を講ずるものとする。
  - (3) 移転のための財源については、跡地処分により賄うことを原則としつつ、特定国有財産整備特別会計の積極的活用を行う等移転を円滑に進めるための方策を講ずるものとする。
  - (4) 移転機関の跡地については、財源としての活用を図りつつ、移転の趣旨を踏まえ 極力公共・公益的利用を図る等適切な利用・処分を行うものとする。
- (5) 移転に伴って組織を改変する必要がある場合については、移転の趣旨を踏まえ、 行財政改革の趣旨に反しないことを前提として、適切に対処するものとする。
- (6) 新築・移転を行ったばかりのもの等現在地への立地について特別な事情があり、 移転に当たってそれを考慮する必要があるもの等については、移転時期について十 分配慮するものとする。

### 第二 移転機関等

第一の基本方針に従い、当面、下記により国の行政機関等の移転を推進する。

記

- 1. 移転の対象とする行政機関は別表1に掲げるとおりとする。また、別表2に掲げる 特殊法人については、国と独立した法人格を有することにかんがみ、移転を要請し、 その実現に向けて指導する。
- 2. 別表1に掲げられていない次の機関については、移転の趣旨を踏まえつつ次に掲げるそれぞれの観点から別途検討を行うこととし、検討状況については必要に応じ国の機関等移転推進連絡会議及び土地対策関係閣僚会議に報告を求めることとする。
  - (1) 国立大学及び学術情報センター
    - ・・・高等教育機関の地域的な配置の在り方、教育・研究環境の整備等の観点から文部省において別途検討
  - (2) 国立病院・療養所
    - ・・・地域医療サービスの提供、国立病院・療養所の配置計画等の観点から厚生省において別途検討
  - (3) 防衛に関する機関
    - ・・・部隊の配置等防衛上の観点から防衛庁において別途検討
    - (注) 東京国税局については、税務行政上の観点から、組織の在り方を含め、大蔵省において、東京営林局については、林野事業の経営上及びその機能の在り方の観点から農林水産省において、また、東京航空局については、航空行政上の観点から運輸省においてそれぞれ別途検討する。

- 3. 別表 3 に掲げる特殊法人については、移転の趣旨を踏まえ、移転を推進する方向で 関係省庁においてその機関の性格に配慮しながら別途検討を行うこととし、検討状況 については、必要に応じ国の機関等移転推進連絡会議及び土地対策関係閣僚会議に報 告を求めることとする。
- 4. 具体的な移転に当たっては、国の機関等移転推進連絡会議において、行政機関と特殊法人の差異を始め対象となるそれぞれの機関の性格に配慮し、その個別事情及び意見、要望等を踏まえつつ、適切に対処するものとする。

# 別表 1

省庁名	機関名	備考
総理府	日本学術会議	
警察庁	関東管区警察局 警察大学校 科学警察研究所	
総務庁	関東管区行政監察局	
防衛庁	防衛施設庁東京防衛施設局 陸上自衛隊東部方面隊等の一部 陸上自衛隊武器補給処十条支処 (一部)	第32普通科連隊等6部隊 会計監査隊東部方面分遣隊 等2部隊 東部方面音楽隊 第103高射直接支援隊
科学技術庁	金属材料技術研究所	
法務省	東京矯正管区 関東地方更生保護委員会 法務総合研究所	
外務省	外務省研修所	
大蔵省	関東財務局 税関研修所 関東信越国税局 醸造試験所 印刷局研究所 税務大学校若松町校舎 関東信越国税不服審判所	
文部省	東京外国語大学 東京外国語大学附置アジア・ アフリカ言語文化研究所 国文学研究資料館 国立極地研究所 宇宙科学研究所 統計数理研究所 大学入試センター 国立国語研究所	
厚生省	国立公衆衛生院 国立衛生試験所 社会保険大学校 関東信越地方医務局 国立王子病院	

省庁名	機関名	備考
農林水産省	関東農政局 東京肥飼料検査所 東京農林規格検査所 食糧管理講習所 東海区水産研究所	
通商産業省	東京通商産業局 通商産業検査所	
運輸省	関東運輸局 航海訓練所 運輸研修所	
郵政省	関東郵政監察局 関東郵政局 電気通信研修所 東京貯金事務センター 東日本貯金事務計算センター	
労働省	産業安全研究所	
建設省	関東地方建設局	
自治省	自治大学校	

# 別表 2

省庁名	法 人 名	備考
北海道開発庁	北海道東北開発公庫	国土庁、大蔵省と共管
経済企画庁	国民生活センター	
科学技術庁	新技術開発事業団 動力炉・核燃料開発事業団 日本原子力研究所 宇宙開発事業団	運輸省と共管 運輸省、郵政省と共管
環境庁	公害防止事業団 公害健康被害補償予防協会	通商産業省、建設省と共管 通商産業省と共管
国土庁	水資源開発公団	厚生省、農林水産省、通商
	地域振興整備公団	産業省、建設省と共管 通商産業省、建設省と共管
外務省	国際協力事業団関東支部	農林水産省、通商産業省と 共管
文部省	日本育英会	
厚生省	年金福祉事業団 社会保障研究所	
農林水産省	森林開発公団 農用地開発公団	
通商産業省	金属鉱業事業団 新エネルギー総合開発機構 アジア経済研究所 石炭鉱害事業団	
運輸省	船舶整備公団 日本鉄道建設公団 新東京国際空港公団 新幹線鉄道保有機構	
郵政省	簡易保険郵便年金福祉事業団	
労働省	労働福祉事業団 雇用促進事業団	
建設省	日本道路公団 本州四国連絡橋公団 住宅・都市整備公団	運輸省と共管 運輸省と共管

別表 3

省庁名 	<u>法</u> 人名	備 考
経済企画庁	海外経済協力基金	
外務省	国際協力事業団	農林水産省、通商産業省と 共管
	国際交流基金	
大蔵省	国民金融公庫 日本開発銀行 日本輸出入銀行	
文部省	日本学術振興会 日本私学振興財団 私立学校教職員共済組合	
厚生省	環境衛生金融公庫 社会福祉・医療事業団 社会保険診療報酬支払基金	大蔵省と共管
農林水産省	農林漁業金融公庫 畜産振興事業団 蚕糸砂糖類価格安定事業団 農林漁業団体職員共済組合 農業者年金基金	大蔵省と共管 厚生省と共管
通商産業省	中小企業金融公庫 中小企業信用保険公庫 商工組合中央金庫 石油公団 日本貿易振興会 中小企業事業団	大蔵省と共管 大蔵省と共管 大蔵省と共管
運輸省	国際観光振興会	
労働省	中小企業退職金共済事業団 建設業・清酒製造業・林業 退職年金共済組合 日本労働協会	
建設省	住宅金融公庫	大蔵省と共管
自治省	公営企業金融公庫 消防団員等公務災害補償等 共済基金	大蔵省と共管

<sup>(</sup>注) 日本科学技術情報センターについては、臨時行政調査会第5次答申に沿って民営化の 方向で検討する。

# 国の行政機関等の移転先マップ

